

会 議 概 要

会議の名称	第4回 湧別町庁舎等検討委員会（基本計画）
開催日時	令和6年3月18日（月） 18時00分 開会 19時10分 閉会
開催場所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
出席者名	委員：高橋直司委員、岩佐雅弘委員、八巻武則委員、 菊地厚委員、森義文委員、柴田洋幸委員、北村茂委員、 篠田悟委員、宮澤道委員、角矢賢矩委員 町：齊藤企画財政課未来づくり担当課長、企画財政課 渡辺主幹、 北林建設課長、細川建設課参事、建設課 宇佐美主幹、 藤主幹 事務局：石塚総務課長、中川主幹、榎本主事
欠席者名	無し
傍聴人の数	0名（その他報道機関1名）
会議の内容	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 4 その他 5 閉会
会議資料	別紙のとおり
会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 （ <input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 ） <input type="checkbox"/> 無
備考	

会 議 録

結果要旨

(1) 開 会

(2) 委員長あいさつ

(3) 議題

①第3回庁舎等検討委委員会（基本計画）開催結果の確認について

【第3章 庁舎整備に必要な機能及び機能】

1. 庁舎整備の必要機能

(6) 省エネルギー・環境負荷低減を考慮した庁舎

②ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の検討

○ZEB化に係る設備投資の回収期間について、遠軽町の基本計画では10年と記載されていることを確認したが、肝心なところであるため、追記いただきたい。

②新庁舎建設等基本計画の審議について（説明：中川主幹）

※各項目における意見等

【第4章 庁舎整備の比較】

2. 中湧別小学校改修の必要規模

○全般

○保健福祉センター等の面積は、記載された面積となるのか。

→事務局) 概ね記載した面積となる。

【第5章 庁舎の整備計画】

1. 建物配置計画

○全般

○新庁舎と改修する中湧別小学校の間に渡り廊下などの整備を前向きに検討していただきたい。

(2) 来庁者用、職員並びに公用車駐車場、駐輪場

○「公用車用の電気自動車充電設備を導入します。」となっているが、来庁者用の導入は検討しないのか。

→事務局) 基本設計の段階で再度検討しなければならないが、今回の基本計画では、道の駅チューリップの湯に整備していること、その利用状況や来庁者の滞在時間等を鑑みて公用車用のみとしている。

【第6章 事業計画】

1. 事業手法の検討

○ECI方式とはどのようなものか。

→事務局) ECI方式は、基本設計策定後のECI発注準備において、実施設計の策定に向け施工業者の技術協力を受けることができるものである。当該方式のメリットは、例えば施工業者が特許技術等を保有している場合、それを活用することで工期の短縮や工事費の縮減に繋げられる点などがある。一方、デメリットは、設計者と施工者の役割分担が複雑になる点、その他、見積りの比較ができないため、工事費の妥当性を検証しにくい点などがある。

○デメリット欄に記載されている「見積比較検証ができず、工事費の妥当性を検証しにくい」ことにより、工事費を過大請求される恐れがある点を懸念している。

3. 概算事業費算定

(1) 概算事業費

○概算事業費に含まれていないものの費用（備品購入、外構工事、庁舎移転に要する費用、各種情報ネットワーク整備費等）は、合計でおおよそいくらかかるか。

→事務局) 基本計画では、備品購入費等の金額が算定できるほど細かい内容まで取り決められていないことから、金額の見通しが立たず提示することはできない。

○先日竣工し稼働を始めた工場でも同じであったが、基本計画の次の段階に進み図面を作成しなければ什器や備品類の金額を算定できない。

③湧別町新庁舎建設等基本計画の策定に係る新庁舎に求められる機能、規模、その他新庁舎建設等基本計画の策定に必要な事項について（答申）（案）について
（説明：中川主幹）

※意見等

○1段落目に「本年1月10日の第1回委員会の開催以降、今日に至るまで～」と記載されているが、僅か3カ月の期間に対して「今日に至るまで」という表現は、誇張した表現になっているのではないか。

委員長) 他の委員の意見を伺います。

※このままで良いという意見あり。

○期限が決まっている中で委員会の開催が昨年からできたらという反省があることから、違う表現にした方が良い。

委員長) 事務局に一任することにしたい。

○3段落目に「新庁舎に求められる機能、規模などについて～」と記載されているが、各委員から出た意見では、規模に関するものはない。

→事務局) 前回の委員会では基本計画の第3章と第4章について意見をいただいたが、第3章の項目が「庁舎整備に必要な機能及び規模」であったことから、今回提示した答申書(案)のようになっている。

委員長) 答申にあたっては、本日いただいた意見を答申(案)に追加したうえで、各委員へ確認していただき、その後、委員長及び副委員長で町長に対し答申するということがよろしいか。

※良いという意見多数あり。

(4) その他